

令和2年度 冬季休業中の心得

鳥取県立米子東高等学校

冬季休業（12/19～1/6）中の生活については、常に本校生としての自覚を持ち、下記の諸点を守り有意義な生活を送ること。

1 生活全般について

- (1) 冬季休業までの学習の取り組みや生活態度等を振り返り、冬季休業以降の生活に活かせるように備えること。
- (2) 自律的な規則正しい生活を送るように、学習並びに心身を鍛えるプラン等、積極的な計画を立てること。
- (3) SNSに関わるトラブルが多く発生している。少しでも他者が不愉快に思う内容や不適切な内容、および秩序を乱す投稿・掲載は絶対にしないこと。
- (4) 手洗い、マスクの着用、三密を避けるなどの感染症予防をおこなうこと。

2 登下校について

- (1) 部活動などで登・下校するときには、必ず制服を着用すること。ただし、休日・長期休業期間、または試合などの遠征時に限り、下記の①、②での登下校を認める。
① 学校指定の体操服 ② 各部で統一された学校名、校章がつけられたジャージ、ウィンドブレーカー等
- (2) 講習以外の目的で校舎を使用するときは、担任または顧問に使用場所及び使用時間等を届け出ること。
- (3) 電灯、水道等の使用は、必要最小限にとどめること。
- (4) 下校の際には、使用した場所を整頓・清掃し、戸締まり・消灯等を確認の上、担任または顧問、事務室に届けること。
- (5) 下校については、原則として午後5時までに完全下校すること。
- (6) マスクを着用すること。
- (7) 公共交通機関を利用する場合は、必ずマスクを着用し、可能な限り車内で密集しないように乗車し、車内では会話を控えること。
- (8) 下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出をおこなわないこと。

3 外出・外泊について

- (1) 原則として、制服を着用し、生徒証明書（生徒手帳）を所持すること。
- (2) 夜間外出は午後10時を過ぎないこと。保護者の許可のない外泊はしないこと。
- (3) パチンコ店・酒類を主として提供する飲食店等、ゲームセンター・ビリヤード・カラオケボックス・インターネットカフェ等への出入りはしないこと。
- (4) 人が多く集まる場所や不要不急の外出を避け、新型コロナウイルス感染症が多く発生している都道府県への旅行は控えること。

4 交通安全について

- (1) 交通規則をしっかり守り、交通事故の防止・安全のため積極的にヘルメットを着用するなど、交通安全に心掛けること。
- (2) 自転車の二人乗り・並進・傘さし運転・携帯電話、イヤフォンの使用、無灯火での運転などをしないこと。
- (3) 遮断棒無視・踏切の無謀横断は絶対にしないこと。

5 スキー・スノーボード・登山等について

- (1) 冬山登山は禁止する。
- (2) 実施の際には、必ず保護者の承諾を得ること。綿密な計画を立て、単独での行動は避けること。新型コロナウイルス感染症への感染対策を徹底すること。
- (3) 泊を伴うもの・グループで計画するものについては、クラス担任あるいは部顧問の先生を通じて、予め計画書を提出し、校長の承認を得ること。

6 集会参加について

高校生にふさわしくない集会には参加しないこと。

7 旅行について

- (1) 新型コロナウイルス感染症が多く発生している都道府県への旅行は控えること。
- (2) 県外への訪問を予定している生徒は予め「県外訪問時報告書」の記載可能な部分を記載した上で、担任と留意事項を確認し、訪問先では留意事項を守って行動すること。訪問終了後、「県外訪問時報告書」を担任に提出し、留意事項を遵守したと、平熱であることを確認した上で登校すること。

8 アルバイトについて

禁止する。やむを得ない事情があるときには、保護者から担任へ申し出て、学校長の許可を得て行うこと。

9 その他

- (1) 突発的な事項（事故・問題行動等）が発生した場合には、速やかに保護者から学校（担任）へ申し出ること。

緊急連絡先 0859-22-2178 米子東高等学校
 0859-33-0110 米子警察署
 0859-44-0110 境港警察署

- (2) 各種届出は、計画した段階ですみやかに提出すること。
- (3) 令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）は、学校閉庁日となります。